



鳥取県公報

平成 21 年 3 月 27 日 (金)
号外第 34 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 公安規則	鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (3) (交通企画課) 2
◇ 病院局管 理規程	鳥取県立中央病院院内保育施設設置運営規程 (1) (総務課) 7 鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程 (2) (〃) 9 鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程 (3) (〃) 15 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (4) (〃) 16
◇ 病院局訓 令	鳥取県病院局被服交付規程の一部を改正する訓令 (1) (総務課) 22

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 27 日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

鳥取県公安委員会規則第 3 号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条項及び追加別表細目を除く。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（交通規制の効力の発生時期等）</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 道路工事その他やむを得ない理由のため、一時的に交通規制の効力を停止する場合は、道路標識等を撤去し、又は被覆して行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（軽車両が道路を通行する場合の灯火）</p> <p>第 7 条 令第 18 条第 1 項第 5 号の規定により軽車両（そり及び牛馬を除く。以下同じ。）がつけなければならない灯火は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>橙色又は赤色で夜間後方100メートルの距離から点灯を確認することができる光度を有する尾灯。ただし、夜間後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）<u>第32条第 2 項</u>の基準に適合する前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から容易に確認できる反射器材で反射光の色が橙色又は赤色であるものを備え付けているときは、尾灯をつけることを要しない。</u></p>	<p style="text-align: center;">（交通規制の効力の発生時期等）</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">（軽車両が道路を通行する場合の灯火）</p> <p>第 7 条 令第 18 条第 1 項第 5 号の規定により軽車両（そり及び牛馬を除く。以下同じ。）がつけなければならない灯火は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>橙色又は赤色で夜間後方100メートルの距離から点灯を確認することができる光度を有する尾灯。ただし、夜間後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）<u>第32条第 1 項</u>の基準に適合する前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から容易に確認できる反射器材で反射光の色が橙色又は赤色であるものを備え付けているときは、尾灯をつけることを要しない。</u></p>

(軽車両の積載制限)

第8条 法第57条第2項の規定による軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) 略

(自動車以外の車両の牽引制限)

第9条 法第60条の規定による自動車以外の車両による牽引の制限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自動車以外の車両(トロリーバスを除く。)の運転者は、1台を超える車両を牽引してはならない。
- (2) 原動機付自転車の運転者は、牽引するための装置を有する原動機付自転車によって牽引されるための装置を有する車両を牽引する場合を除き、他の車両を牽引してはならない。
- (3) 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由により自動車又は原動機付自転車(以下「故障

(軽車両の積載制限)

第8条 軽車両の運転者は、次に掲げる乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。

(1)～(4) 略

(自動車以外の車両の牽引制限)

第9条 自動車以外の車両(トロリーバスを除く。)の運転者は、1台をこえる車両を牽引してはならない。

- 2 原動機付自転車の運転者は、牽引するための装置を有する原動機付自転車によって牽引されるための装置を有する車両を牽引する場合を除き、他の車両を牽引してはならない。
- 3 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由により自動車又は原動機付自転車(以下「故障車」という。)を牽引することがやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによりその故障車を牽引することができる。
 - (1) 牽引する原動機付自転車と故障車相互を堅ろうなロープ、鎖等(以下「ロープ等」という。)によって確実につなぐこと。
 - (2) その故障車に係る運転免許を受けた者に故障車に乗車させてハンドルその他の装置を操作させること。
 - (3) 牽引する原動機付自転車と故障車との距離は5メートルをこえないこと。
 - (4) 故障車を牽引しているロープ等の見易い箇所に0.3メートル平方以上の大きさの白色の布をつけること。

車」という。)を牽引することがやむを得ない場合においては、前号の規定にかかわらず、次に定めるところによりその故障車^{けん}を牽引することができる。

ア ^{けん}牽引する原動機付自転車と故障車相互を堅ろうなロープ、鎖等(以下「ロープ等」という。)によって確実につなぐこと。

イ その故障車に係る運転免許を受けた者に故障車に乗車させてハンドルその他の装置を操作させること。

ウ ^{けん}牽引する原動機付自転車と故障車の間の距離は5メートルを超えないこと。

エ 故障車^{けん}を牽引しているロープ等の見やすい箇所^{けん}に0.3メートル平方以上の大きさの白色の布をつけること。

別表第1(第3条関係)

- (1) 略
- (2) 通行禁止の規制(力からコまでに掲げる車両については、一方通行及び指定方向外進行禁止を除く通行禁止の規制並びに一方通行以外の通行禁止の規制に関連して設置された指定方向外進行禁止の規制に限る。)の対象から除外する車両
 - ア~ケ 略
 - コ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの
 - (ア)~(オ) 略
 - (カ) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者であって、次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれに定める障害の級別(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別をいう。)に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるものが使用する車両(当該者を輸送する車両を含む。(キ)から(サ)までにおいて同じ。)
 - a~d 略
 - e 下肢不自由 1級から4級までの各級
 - f及びg 略
 - h 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能) 1級から4級までの各級
 - i~n 略

別表第1(第3条関係)

- (1) 略
- (2) 通行禁止の規制(力からコまでに掲げる車両については、一方通行及び指定方向外進行禁止を除く通行禁止の規制並びに一方通行以外の通行禁止の規制に関連して設置された指定方向外進行禁止の規制に限る。)の対象から除外する車両
 - ア~ケ 略
 - コ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの
 - (ア)~(オ) 略
 - (カ) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者であって、次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれに定める障害の級別(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別をいう。)に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるものが使用する車両(当該者を輸送する車両を含む。(キ)から(コ)までにおいて同じ。)
 - a~d 略
 - e 下肢不自由 1級から3級の1までの各級
 - f及びg 略
 - h 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能) 1級及び2級
 - i~n 略

(キ)～(コ) 略

(サ) (カ)から(コ)までに掲げるもののほか、これらに規定する手帳の交付を受けた者で、歩行が困難なことにより社会生活が著しく制限されると公安委員会が認める者が使用する車両

(3)及び(4) 略

(5) 駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除外する車両

ア～ウ 略

エ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの

(ア) 第2号コ(ア)から(サ)までに掲げる車両

(イ)～(エ) 略

オ 第2号コ(カ)から(サ)までに掲げる車両で、他の都道府県公安委員会から駐車禁止の規制の対象から除外する車両として指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの

(キ)～(コ) 略

(3)及び(4) 略

(5) 駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除外する車両

ア～ウ 略

エ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの

(ア) 第2号コ(ア)から(コ)までに掲げる車両

(イ)～(エ) 略

オ 第2号コ(カ)から(コ)までに掲げる車両で、他の都道府県公安委員会から駐車禁止の規制の対象から除外する車両として指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの

別表第2（第7条の2関係）

路線名	区 間
高速自動車 国道中国横 断自動車道 (姫路鳥取 線)	八頭郡智頭町大字市瀬地内高速自動車 国道中国横断自動車道(姫路鳥取線) 智頭インターチェンジから鳥取市河原 町徳吉地内高速自動車国道中国横断自 動車道(姫路鳥取線)河原インターチ ェンジまで
高速自動車 国道中国横 断自動車道 (姫路鳥取 線 ランプ 道)	鳥取市河原町徳吉地内高速自動車国道 中国横断自動車道(姫路鳥取線)河原 インターチェンジから同市河原町高福 地内高速自動車国道中国横断自動車道 (姫路鳥取線)河原インターチェンジ 入口交差点まで
高速自動車 国道中国横 断自動車道 (岡山米子 線)	日野郡江府町大字下蚊屋地内岡山県境 から米子市赤井手地内米子自動車道入 口交差点まで
一般国道9 号	岩美郡岩美町大字蒲生地内兵庫県境か ら米子市陰田町地内島根県境まで
略	
一般国道29 号	八頭郡若桜町大字落折地内兵庫県境か ら鳥取市南隈地内南隈交差点まで
一般国道53 号	八頭郡智頭町大字奥本地内岡山県境か ら同町大字市瀬地内一般国道53号智頭

別表第2（第7条の2関係）

路線名	区 間
高速自動車 国道中国横 断自動車道 (岡山米子 線)	日野郡江府町大字下蚊屋地内岡山県境 から米子市赤井手地内米子自動車道入 口交差点まで
一般国道9 号	鳥取市秋里地内秋里交差点から米子市 陰田町地内島根県境まで
略	
一般国道29 号	八頭郡若桜町大字落折地内兵庫県境か ら鳥取市南隈地内南隈交差点まで

	インターチェンジ入口交差点まで		
一般国道53号	鳥取市河原町高福地内一般県道河原インター線と接する地点から同市秋里地内秋里交差点まで	一般国道53号	鳥取市東町一丁目地内鳥取県庁交差点から同市秋里地内秋里交差点まで
一般国道313号(北条倉吉道路)	倉吉市和田地内一般国道313号(北条倉吉道路)倉吉インターチェンジから東伯郡北栄町弓原地内一般国道9号と接する地点まで		
一般国道373号	八頭郡智頭町大字駒帰地内岡山県境から同大字地内一般国道373号(志戸坂峠道路)駒帰インターチェンジまで		
一般国道373号(志戸坂峠道路)	八頭郡智頭町大字駒帰地内一般国道373号(志戸坂峠道路)駒帰インターチェンジから同町大字市瀬地内一般国道373号(志戸坂峠道路)智頭インターチェンジまで八頭郡智頭町		
一般国道373号(志戸坂峠道路ランプ道)	大字市瀬地内一般国道373号(志戸坂峠道路)智頭インターチェンジから同大字地内一般国道53号智頭インターチェンジ入口交差点まで		
略		略	
一般県道若葉台東町線	鳥取市若葉台南 丁目地内若葉台交差点から同市東町一丁目地内鳥取県庁交差点まで	一般県道若葉台東町線	鳥取市若葉台南 丁目地内若葉台交差点から同市東町一丁目地内鳥取県庁交差点まで
一般県道河原インター線	鳥取市河原町高福地内高速自動車国道中国横断自動車道(姫路鳥取線)河原インターチェンジ入口交差点から同市河原町高福地内一般国道53号と接する地点		
略		略	

附 則

この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。

病院局管理規程

鳥取県立中央病院院内保育施設設置運営規程をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局管理規程第1号

鳥取県立中央病院院内保育施設設置運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、院内保育施設（鳥取県立中央病院（以下「病院」という。）に勤務する鳥取県病院局企業職員（以下「職員」という。）の確保と定着を図り、もって県営病院事業の運営を円滑に行うことを目的として、病院に設置する保育施設をいう。以下同じ。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 院内保育施設は、病院長が設置し、その管理を行うものとする。

2 院内保育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鳥取県立中央病院院内保育施設	鳥取市江津730番地

(保育対象児)

第3条 保育対象は、病院に勤務する職員の子のうち、病気の回復期に至らない子及び病気の回復期にある子であって、生後3月から小学校第3学年を修了するまでの間にある子（以下「保育対象児」という。）とする。

2 病院長は、保育対象児が次の各号のいずれかに該当するときは、入所を認めないことができる。

- (1) 疾病、身体虚弱、精神障害等により、院内保育施設での保育が困難であると認められるとき。
- (2) 伝染性の疾患を有するとき又はその恐れがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、保育上支障があると認められるとき。

(定員)

第4条 院内保育施設の定員は、4人とする。

(保育日)

第5条 院内保育施設の保育日は、1月4日から12月28日までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とする。ただし、病院長は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(保育時間)

第6条 院内保育所施設の保育時間は、午前7時30分から午後6時までとする。

(保育料等)

第7条 院内保育施設を利用する職員（以下「利用者」という。）は、保育料として保育対象児1人につき月額2,500円を納入しなければならない。

2 利用者は、院内保育に必要な保育材料を使用する場合は、当該保育材料の実費に相当する額として病院長が別に定める額（以下「材料代」という。）を、その使用した数量に応じて納入しなければならない。

3 前2項の保育料及び材料代は、利用者が院内保育施設を利用した月の保育料の額に材料代の額を加えた額を利用者の当該月の翌月の給与から控除するものとする。

(入所手続)

第8条 利用者は、病院長に入所申請書を提出して、その許可を受けなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、院内保育施設の運営に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局管理規程第2号

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局組織規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目（以下「追加表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後				改 正 前		
（病院の内部組織の設置）				（病院の内部組織の設置）		
第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局及び室を置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、センター、室、部及び課を置き、これらの事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。				第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局及び室を置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、センター、室、部及び課を置き、これらの事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。		
鳥取県立中央 病院	医療局	内科	内視鏡室	鳥取県立中央 病院	医療局	内科
			化学療法室			精神科
		神経内科				神経内科
		心臓内科				呼吸器科
		外科				消化器科
		略				循環器科
		心臓血管外科				小児科
		脳神経外科				外科
		小児外科				整形外科
		整形外科				形成外科
		形成外科				脳神経外科
		精神科				略
		小児科				心臓血管外科
						小児外科

		略			略
		耳鼻いんこう科			耳鼻 ^{いんこう} 咽喉科
		略			略
		放射線科 画像診断室			放射線科
		病理診断科			麻酔科
		臨床検査科			総合診療科
		略			略
		麻酔科			検査科
		総合診療科			救命救急センター
		健診室			周産期セン ター
		中央手術室			新生児集 中治療室
		略			腎センター
		医療技術局	略		総合健診センター
		栄養管理室			中央手術室
		略			地域医療支援室
		略			略
		医療技術局	略		医療技術局
		略			略
		略			栄養管理室
		略			地域医療連携室
		略			略
		医療情報管理室			医療情報管理室
		救命救急センター	血液浄化室		
		周産期母子センター	新生児集中治療室		
		地域連携センター	がん相談支援室		
		女性職員支援室			
鳥取県立厚生 病院	医療局	略		鳥取県立厚生 病院	医療局
		呼吸器内科			略
		循環器内科			精神科
		神経内科			神経内科
		略			循環器科
		消化器外科			小児科
		心臓血管外科			略
		脳神経外科			整形外科
		整形外科			脳神経外科
		精神科			心臓血管外科
		小児科			
		略			略
		耳鼻いんこう科			耳鼻 ^{いんこう} 咽喉科
		略			略

	検査科
	略
医療技術局	略
	栄養管理室
略	
事務局	略
	管財課
略	
医療情報管理室	
地域医療連携室	

	検査科
	総合健診センター
	略
医療技術局	略
	栄養管理室
	地域医療連携室
略	
事務局	略
	管財課
	医事課
略	
医療情報管理室	

(病院の所掌事務)

第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。

医療局	診療科	1～5 略 6 その他医療に必要な事項に関する事 項に関する事 項。
	健診室	1及び2 略 3 健診室の管理に関する事 項。 4 略
略		
	集中治療室	1及び2 略

(病院の所掌事務)

第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。

医療局	診療科	1～5 略 6 その他医療に必要な事項に関する事 項に関する事 項。
	救命救急センター	1 救命救急医療に関する事 項。 2 救命救急センターの管理 に関する事 項。 3 その他救命救急医療に必 要な事項に関する事 項。
	周産期センター	1 周産期救急医療に関する 事 項。 2 周産期センターの管理に に関する事 項。 3 その他周産期救急医療に 必要な事項に関する事 項。
	腎センター	1 腎不全医療に関する事 項。 2 腎センターの管理に関す る事 項。 3 その他腎不全医療に必要 な事項に関する事 項。
	総合健診センター	1及び2 略 3 総合健診センターの管理 に関する事 項。 4 略
略		
	集中治療室	1及び2 略

		3 その他集中治療に必要な事項に関すること。
	略	
医療技術局	栄養管理室	1 及び 2 略 3 給食用器機器具の管理に関すること。
略		
事務局	経営課	1 ~ 8 略 9 医療機器の保守点検に関すること。
	医事課	1 患者の受付及び入退院事務に関すること。 2 医療扶助に関すること。 3 社会保険に関すること。 4 医療費の請求事務に関すること。 5 診断書及び各種証明書等の発行及び保管に関すること。 6 医事に関する各科、各病棟等との連絡調整に関すること。
略		
	管財課	1 ~ 5 略 6 医療機器の保守点検に関すること。

		3 その他集中治療に必要な事項に関すること。
	地域医療支援室	へき地の医療支援に関すること。
	略	
医療技術局	栄養管理室	1 及び 2 略 3 給食用器機器具の管理に関すること。
	地域医療連携室	1 地域における医療機関との連携に関すること。 2 医療社会事業に関すること。 3 地域医療連携室の管理に関すること。
略		
事務局	経営課	1 ~ 8 略 9 医療機器の保守点検に関すること。
略		
	管財課	1 ~ 5 略 6 医療機器の保守点検に関すること。
	医事課	1 患者の受付及び入退院事務に関すること。 2 医療扶助に関すること。 3 社会保険に関すること。 4 医療費の請求事務に関すること。 5 診断書及び各種証明書等の発行及び保管に関すること。

					6 医事に関する各科、各病棟等との連絡調整に関する こと。
略			略		
医療情報管理室	1 ~ 5 略	6 患者の受付及び入退院事務に関すること。 <u>(鳥取県立厚生病院に限る。)</u>	医療情報管理室	1 ~ 5 略	
		7 医療扶助に関すること。 <u>(鳥取県立厚生病院に限る。)</u>			
		8 社会保険に関すること。 <u>(鳥取県立厚生病院に限る。)</u>			
		9 医療費の請求事務に関すること。 <u>(鳥取県立厚生病院に限る。)</u>			
		10 診断書及び各種証明書等の発行及び保管に関すること。 <u>(鳥取県立厚生病院に限る。)</u>			
		11 医事に関する各科、各病棟等との連絡調整に関すること。 <u>(鳥取県立厚生病院に限る。)</u>			
救命救急センター	1 救命救急医療に関する こと。	2 救命救急センターの管理 に関すること。			
		3 血液透析、急性腎不全等 の医療に関すること。			
		4 その他救命救急医療に必 要な事項に関すること。			
周産期母子センター	1 周産期救急医療に関する こと。	2 周産期母子センターの管 理に関すること。			
		3 その他周産期救急医療に 必要な事項に関すること。			
地域連携センター	1 へき地の医療支援に関す ること。	2 地域における医療機関と の連携及び支援に関するこ と。			
		3 医療社会事業に関するこ と。			

	<p>と。</p> <p>4 がん相談支援に関すること。</p> <p>5 地域連携センターの管理に関すること。</p>		
<p>女性職員支援室</p>	<p>1 女性職員の勤務環境等の改善に関すること。</p> <p>2 女性職員の相談支援に関すること。</p> <p>3 病児病後児の院内保育に関すること。</p> <p>4 女性職員支援室の管理に関すること。</p>		
<p>地域医療連携室</p>	<p>1 地域における医療機関との連携に関すること。</p> <p>2 医療社会事業に関すること。</p> <p>3 地域医療連携室の管理に関すること。</p>		
<p>(職制)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全・感染防止対策室、<u>医療情報管理室、女性職員支援室、地域医療連携室、臨床研修支援室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、中央材料滅菌室及びがん相談支援室</u>に副室長を、<u>地域連携センター</u>に副センター長を置くことができる。</p> <p>6及び7 略</p>		<p>(職制)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全・感染防止対策室、<u>臨床研修支援室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室及び中央滅菌材料室</u>に副室長を置くことができる。</p> <p>6及び7 略</p>	

附 則

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年 3 月27日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局管理規程第3号

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第2条関係）</p> <p>院長、理事監、副院長、局長、副局長、部長、<u>センター長、副センター長</u>、医長、副医長、看護師長、副部長、室長、副室長、副看護師長、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、看護主任、栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、課長、参事、課長補佐、主幹、副主幹、機械技師、電気技師、臨床検査技師、医師、歯科医師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、看護師、准看護師、助産師、栄養士、歯科衛生士、診療放射線技師、主事、医療ソーシャルワーカー、<u>診療情報管理士</u>、企業出納員、現金取扱員、メッセージャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長、自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>院長、理事監、副院長、局長、副局長、部長、医長、副医長、看護師長、副部長、室長、副室長、副看護師長、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、看護主任、栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、課長、参事、課長補佐、主幹、副主幹、機械技師、電気技師、臨床検査技師、医師、歯科医師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、看護師、准看護師、助産師、栄養士、歯科衛生士、診療放射線技師、主事、医療ソーシャルワーカー、企業出納員、現金取扱員、メッセージャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長、自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手</p>

附 則

この規程は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年 3 月27日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局管理規程第 4 号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
（給料表） 第 3 条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。		（給料表） 第 3 条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。	
種類	適用範囲	種類	適用範囲
略		略	
医療職給料表(1) (別表第 2)	院長、副院長（医師の職務に従事する職員に限る。）、局長（医療局長に限る。）、副局長（医療局の副局長に限る。）、部長（医療局の部長に限る。）、 <u>センター長</u> 、医長、副医長、室長（新生児集中治療室長及び <u>画像診断室長</u> に限る。）、医師及び歯科医師	医療職給料表(1) (別表第 2)	院長、副院長（医師の職務に従事する職員に限る。）、局長（医療局長に限る。）、副局長（医療局の副局長に限る。）、部長（医療局の部長に限る。）、医長、副医長、室長（新生児集中治療室長及び <u>臨床研修支援室長</u> に限る。）、 <u>副室長</u> （ <u>臨床研修支援室の副室長</u> に限る。）、医師及び歯科医師
略		略	
医療職給料表(3)	副院長（看護師の職務に従事する職員に限る。）、局長（看護局長に限る。）、副局長（看護局の副局長に限る。）、 <u>副センター長</u> 、室長（中央滅菌材料室長に限る。）、副室長（医療安全・感染防止対策室の副室長に限る。）、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師及び助産師	医療職給料表(3)	副院長（看護師の職務に従事する職員に限る。）、局長（看護局長に限る。）、副局長（看護局の副局長に限る。）、室長（ <u>地域医療連携室長</u> 及び中央滅菌材料室長に限る。）、副室長（医療安全・感染防止対策室の副室長に限る。）、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師及び助産師
略		略	

2～4 略

(給料表)

第3条 略

2 略

3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額、第1項及び第5条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等の例により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

4 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表による給料月額に勤務時間条例第2条第3項から第5項までの規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「勤務割合」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(管理職手当)

第7条 略

2 略

3 第1項に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の月額、当該職員に適用される給料表、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分に応じ、それぞれ別表第8の管理職手当月額欄に定める額（勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員の例により勤務時間が定められた者にあつては同欄に定める額にその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、同条第5項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例によ

2～4 略

(給料表)

第3条 略

2 略

3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、第1項及び第5条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等の例により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表による給料月額に勤務時間条例第2条第3項又は第4項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「勤務割合」という。）を乗じて得た額とする。

(管理職手当)

第7条 略

2 略

3 第1項に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の月額、当該職員に適用される給料表、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分に応じ、それぞれ別表第8の管理職手当月額欄に定める額（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあつては、同欄に定める額に鳥取県病院局企業職員就業規則（平成7年鳥取県病院局管理規程第6号。以下「就業規則」という。）第9条第1項の規定によりその例によることとされる勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額

り勤務時間が定められた者にあつては管理者が別に定める額)とする。

(手当の支給の特例)

第14条の2 第13条の規定により特殊勤務手当が支給される業務(同条第1項第2号の業務に限る。)又は第14条の規定により特殊勤務手当が支給される業務に短時間勤務職員が従事した場合における当該業務に係る特殊勤務手当の額は、それぞれ前2条の規定により算定した額に勤務割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 月の1日から末日までの間において前項に規定する特殊勤務手当が支給される業務に従事した日数が15にその者の1週間当たりの勤務日(勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。)の日数を5で除して得た数(以下この項において「算出率」という。)を乗じて得た日数(その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。)未満である場合における当該特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる当該業務に従事した日数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率をそれぞれ前2条又は前項の規定により求められた額に乘じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1)及び(2) 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第22条 条例第14条から第16条までの手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち夜間看護手当を除くものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から465分に18を乗じて60で除して得た時間数(勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員の例により勤務時間

に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(手当の支給の特例)

第14条の2 月の1日から末日までの間において第13条の規定により特殊勤務手当が支給される業務(同条第1項第2号の業務に限る。)又は第14条の規定により特殊勤務手当が支給される業務に従事した日数が15日未満である場合における当該特殊勤務手当の額は、当該業務に従事した日数が8日以上15日未満である場合にあつては100分の60を、当該日数が1日以上8日未満である場合にあつては100分の30を、それぞれ前2条の規定により算定した額に乘じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の業務に短時間勤務職員が従事した場合における当該業務に係る特殊勤務手当の額は、前2条の規定により算定した額に勤務割合を乗じて得た額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、月の1日から末日までの間において育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員が特殊勤務手当の支給される業務に従事した日数が15にその者の1週間当たりの勤務日(勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。)の日数を5で除して得た数(以下この項において「算出率」という。)を乗じて得た日数(その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。)未満である場合における当該特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる当該業務に従事した日数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率をそれぞれ前2条又は前項の規定により求められた額に乘じて得た額とする。

(1)及び(2) 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第22条 条例第14条から第16条までの手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち夜間看護手当を除くものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあつては、勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等及び

が定められた者にあつてはその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数とし、同条第5項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により勤務時間が定められた者にあつては管理者が別に定める時間数を減じたもので除して得た額（以下この項において「月額給与の時間額」という。）とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち夜間看護手当を除くものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に次の各号に掲げる特殊勤務手当の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算した額とする。

(1) 日によって定められた特殊勤務手当 その額を7.75で除して得た額

(2) 略

2 略

(修学部分休業取得中の給与)

第25条 職員が鳥取県病院局企業職員就業規則（平成7年鳥取県病院局管理規程第6号）第10条の2に規定する修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与については、地方公務員法第26条の2の規定の適用を受ける者の例による。

(給与からの控除)

第25条の2 職員の給与の支給に際しては、その給与から給与条例第16条の13各号及び次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。

(1)~(3) 略

(4) 鳥取県立中央病院院内保育施設設置運営規程（平成21年鳥取県病院局管理規程第1号）に定める保育料及び材料代

別表第4（第3条、第4条関係）

行政職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
1級	主事、医療ソーシャルワーカー、診療情報管理士、機械技師又は電気技師（以下「主事等」という。）の職務
略	

備考 略

別表第5（第3条、第4条関係）

ア 医療職給料表(1)級別職務分類表

短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数（以下この項において「月額給与の時間額」という。）とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち夜間看護手当を除くものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に次の各号に掲げる特殊勤務手当の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算した額とする。

(1) 日によって定められた特殊勤務手当 その額を8で除して得た額

(2) 略

2 略

(修学部分休業取得中の給与)

第25条 職員が就業規則第10条の2に規定する修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与については、地方公務員法第26条の2の規定の適用を受ける者の例による。

(給与からの控除)

第25条の2 職員の給与の支給に際しては、その給与から給与条例第16条の13各号及び次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。

(1)~(3) 略

別表第4（第3条、第4条関係）

行政職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
1級	主事、医療ソーシャルワーカー、機械技師又は電気技師（以下「主事等」という。）の職務
略	

備考 略

別表第5（第3条、第4条関係）

ア 医療職給料表(1)級別職務分類表

職務の級	職務
略	
2級	医長、副医長又は室長（新生児集中治療室長に限る。）の職務
3級	副院長、局長、副局長、部長、センター長、室長（画像診断室長に限る。）又は困難な業務を処理する医長、副医長若しくは室長（新生児集中治療室長に限る。）の職務
略	

イ 略

ウ 医療職給料表(3)級別職務分類表

職務の級	職務
略	
6級	副局長、副センター長又は副室長の職務
略	

別表第7（第7条、第20条関係）

職	区分
略	
課長（局総務課の課長に限る。） 局長 部長（医療局にあつては管理者が必要と認められた者に限る。） 副局長（医療局にあつては管理者が必要と認められた者に限る。） センター長（管理者が必要と認められた者に限る。） 副センター長 室長（画像診断室長であつて管理者が必要と認められたものに限る。） 副室長（医療安全・感染防止対策室の副室長に限る。）	3種
室長（中央放射線室長、中央検査室長、リハビリテーション室長、臨床工学室長及び栄養管理室長に限る。）	4種

別表第9（第14条関係）

職種	額
略	
副局長、部長及び室長（画像診断室長に限る。）	月額 37,000円
略	

職務の級	職務
略	
2級	医長、副医長、室長（新生児集中治療室長に限る。）又は副室長の職務
3級	副院長、局長、副局長、部長、室長（臨床研修支援室長に限る。）又は困難な業務を処理する医長、副医長、室長（新生児集中治療室長に限る。）若しくは副室長の職務
略	

イ 略

ウ 医療職給料表(3)級別職務分類表

職務の級	職務
略	
6級	副局長、室長（地域医療連携室長に限る。）又は副室長の職務
略	

別表第7（第7条、第20条関係）

職	区分
略	
課長（局総務課の課長に限る。） 局長 部長（医療局にあつては管理者が必要と認められた者に限る。） 副局長（医療局にあつては管理者が必要と認められた者に限る。） 副室長（医療安全・感染防止対策室の副室長に限る。）	3種
室長（中央放射線室長、中央検査室長、リハビリテーション室長、臨床工学室長、栄養管理室長及び地域医療連携室長に限る。）	4種

別表第9（第14条関係）

職種	額
略	
副局長、部長及び室長（臨床研修支援室長に限る。）	月額 37,000円
略	

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

病 院 局 訓 令

鳥取県病院局訓令第 1 号

鳥取県病院局被服交付規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 3 月 27 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局被服交付規程の一部を改正する訓令

鳥取県病院局被服交付規程（平成 7 年鳥取県病院局企業訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表（第 2 条関係）					別表（第 2 条関係）				
被服の交付を受ける職員	品目	員数	標準使用期間（月）	摘要	被服の交付を受ける職員	品目	員数	標準使用期間（月）	摘要
1 院長、副院長（医師の職務に従事する者に限る。）、医療局長、医療局の副局長、部長（ <u>医療局の部長に限る。</u> ）、 <u>センター長、室長（健診室長、血液浄化室長、新生児集中治療室長、がん相談支援室長、内視鏡室長、化学療法室長及び画像診断室長に限る。）</u> 、 <u>医長、副医長、副室長（女性職員支援室の副室長（医師の職務に従事する者に限る。）及び臨床研修支援室の副室長に限る。）</u> 、	白衣	2	24		1 院長、副院長（医師の職務に従事する者に限る。）、医療局長、医療局の副局長、部長（ <u>薬剤部長を除く。</u> ）、 <u>医長、室長（新生児集中治療室長及び臨床研修支援室長に限る。）</u> 、副医長、副室長（臨床研修支援室の副室長に限る。）、医師及び歯科医師の職務に従事する職員	白衣	2	24	

